

【ご寄附をいただいたみなさまへ】

社会福祉法人子どもの虐待防止センターは、税額控除対象法人として世田谷区より証明を受けています。

これに伴い、当法人へのご寄附に対しては、税額控除制度と所得控除制度のどちらかを選択することができるようになりました。税額控除制度をご利用になれる場合は、当法人発行の「税額控除に係る証明書」が必要になります。税額控除制度の概要は、以下のようになります。

詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

<税額控除制度の概要>

寄附金額の40%相当額を所得税額から控除

<税額控除の計算式>

$(\text{税額控除対象寄附金} - 2000) \times 40\% = \text{控除額}$

※税額控除対象寄附金とは
→税額控除対象法人への寄附金額（総所得金額の40%を限度）
※控除額は、所得税額の25%を限度

この額が所得税から控除されます

<所得控除と税額控除の違い>

所得控除では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率をかけて税額を算出します。これに対して税額控除では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。

このため小口の寄附にも減税効果が大きく、所得控除に比較してほとんどの場合税額控除の方が減税効果が大きくなります。